重要な会計方針

1．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

下記に掲げるものを除き、期間進行基準を採用しております。

退職一時金に充当される運営費交付金	費用進行基準
特定の学内プロジェクト業務に充当される運営費交付金	業務達成基準
文部科学省が指定する特別運営費交付金の一部、特殊要因運営費交付金及び補正予算として交付された運営費交付金	業務達成基準又は費用進行基準

2．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としております。ただし、受託研究収入により購入した償却資産については、当該受託研究期間を耐用年数としております。

主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10～50年
構築物	5～50年
工具器具備品	4～15年
船舶	15年
車両運搬具	4～5年

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第84）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5年）で償却しております。

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第84）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

3．引当金の計上基準

⑴　退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

運営費交付金で措置されていない職員について、当該職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職一時金の自己都合要支給額により計上しております。

上記以外の職員に係る退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、基準第87第4項に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

⑵　賞与引当金及び見積額の計上基準

翌期以降の運営費交付金により財源措置がなされない教職員への支払いに備えるため、基準第86第1項に基づき、当該教職員に対する賞与支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

なお、上記以外の役員及び教職員については、翌期以降の運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与引当金は計上しておりません。

また、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、基準第86第2項に基づき、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除した額を計上しております。

⑶　徴収不能引当金及び貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

⑷　環境対策引当金の計上基準

運営費交付金で財源措置されていないＰＣＢ（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理費用について、当該費用の支出に備えるため、今後発生すると見込まれる額を計上しております。

なお、上記以外のＰＣＢ廃棄物の処理費用については、運営費交付金により財源措置がなされるため、環境対策引当金は計上しておりません。

4．有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券　償却原価法（定額法）を採用しております。

その他有価証券　期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

5．たな卸資産の評価基準及び評価方法

⑴　たな卸資産（貯蔵品）

最終仕入原価法により評価しております。

⑵　医薬品及び診療材料

移動平均法による低価法により評価しております。

ただし、移動平均法による評価ができるソフトウェアが開発されるまでの間、評価方法は最終仕入原価法によるものとしております。

6．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7．国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の計上方法

⑴　国等の財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計算方法

近隣の地代や賃借料を参考に計算しております。

⑵　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付政府保証債の平成27年3月末利回りを参考に、0.395％で計算しております。

⑶　国等からの無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引の機会費用の計算に使用した利率

10年利付政府保証債の平成27年3月末利回りを参考に、0.395％で計算しております。

8．リース取引の会計処理方法

リース料総額が3,000千円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

9．消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理方法は、税込方式によっております。

注記事項

1．貸借対照表関係

⑴　担保に供されている資産及び対応する債務残高	土　地	13,441,036千円
	建　物	21,899,868千円
	借入金	20,569,234千円
⑵　運営費交付金から充当されるべき退職給付の見積額		15,453,621千円
⑶　運営費交付金から充当されるべき賞与の見積額		1,396,201千円
⑷　債務保証の額		2,570,647千円
⑸　リース期間の中途において契約を解除することができないオペレーティング・リース取引の未経過リース料		
①　貸借対照表日後一年以内のリース期間に係る未経過リース料		1,111千円
②　貸借対照表日後一年を超えるリース期間に係る未経過リース料		1,404千円
⑹　利益剰余金のうち、法人移行時における固有の会計処理等に起因するもの		
①　国からの承継時において、附属病院の建物、構築物等の時価評価等により、借入金見合いの資産の額が、当該借入金に係る債務負担額を下回っていたこと等によるもの		
附属病院に関する借入金の元金償還額の累計		11,187,566千円
当該借入金により取得した資産の減価償却費の累計		10,975,724千円
利益剰余金に与える影響額（差引き）		211,841千円